

特別期間について

霊園の使用者は、慣例上、盆や彼岸の期間中に訪れることが多く、代行霊園も例外ではありません。

こうした墓参者等の集中する時期においては、園内の混雑、周辺道路の渋滞、ごみ等の散乱が見られ、墓参者等の安全確保に支障を来たすばかりでなく、周辺地域の住民からも苦情が寄せられることがあります。そのため、これまで代行霊園においては、盆や彼岸、年末年始等を「特別期間」と位置付け、園内道路の円滑な通行の確保や周辺道路での誘導、早朝作業等を実施してきました。

指定管理者は、この「特別期間」において、警備計画や作業計画等を立案し、必要に応じて周辺住民に説明して理解を得た上で、確実に実施する必要があります。

なお、「特別期間」としている時期は、概ね次のとおりですが、基準としている日の曜日によっては変更があります。

- | | |
|--------|------------------|
| ○盆 | 8月10日から16日まで |
| ○彼岸（秋） | 秋分の日の前日合わせて7日間 |
| ○年末年始 | 12月29日から翌年1月3日まで |
| ○彼岸（春） | 春分の日の前日合わせて7日間 |